

●9月30日にかみね史朗議員、10月1日に上原ゆみ子議員、10月2日に梅木紀秀議員が行なった一般質問の概要と、他会派議員の一般質問項目を紹介します。

もくじ

かみね史朗一般質問	1
上原ゆみ子一般質問	6
梅木 紀秀一般質問	12
他会派議員一般質問項目	18

9月定例会 一般質問**かみね史朗（日本共産党、京都市右京区） 2009年9月30日****地球温暖化防止****国が中期目標でCO₂25%削減を掲げた今、府として野心的な目標を掲げよ**

【かみね】日本共産党のかみね史朗です。通告しています諸点について知事並びに関係理事者に質問いたします。

最初に、地球温暖化防止対策についてです。鳩山首相は、国連気候変動サミットで演説し、温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比25%削減をすると国際公約しました。この演説は、国内外から、目前に迫ったCOP15の成功に弾みをつけるものとして大きく歓迎されています。日本共産党も、心から歓迎し、その達成に向けて積極的な協力を表明するものであります。

ところが産業界は、「経済成長を妨げる」として異論を唱えています。これはきわめて無責任です。ドイツなどでは、産業界が積極的に温室効果ガスを削減できる産業構造への転換をはかり、経済成長と両立させながら温暖化対策を着実に進めているのです。7月のラクイラ・サミットでは産業革命前に比べて地球の平均気温の上昇幅を2度以内に抑えることの重要性が確認され、合意されました。そのためには、先進国が、20年には90年比25~40%、50年には80~95%削減する必要があるというのが、科学的にも国際的にも共通した認識になっているのです。日本の産業界も、国際社会と同水準の責務を果たさなければならないとはっきり自覚すべきであります。

また産業界は、25%削減の場合、一世帯、年36万円もの国民負担増になるなどとしきりに宣伝しています。しかし、そもそもこのコスト計算は、現行のエネルギー構造の基本を変えず、自動車や住宅など家庭部門の削減を前提にした計画の中での試算です。CO₂排出量の大半を占める産業界の責任を棚上げにして国民に押しつけながら、「大幅削減は家庭の負担が大変ですよ」と「25%中期目標」にストップをかけようとの意図がありあります。

財界のこのような態度は、到底許せるものではありません。「低炭素社会」への移行は人類の未来がかかった課題であり、避けて通れません。財界、大企業がその社会的責任を果たす立場に立ち、この課題に正面から立ち向かうよう、国民世論の力で強く求めていかなければならないと思います。

そこで質問いたしますが、鳩山内閣が打ち出した25%削減の中期目標について、「京都議定書」の京都府知事として、全面的に支持し、実現に協力すべきと考えますが、いかがですか、お答えください。また、その立場から、指摘しました産業界の姿勢についても、積極的な対処が必要と考えますが、いかがでしょうか。本府の対応ですが、政府の25%削減の中期目標に見合った意欲的な目標を今検討中の基本計画に盛り込むべきと考えます。「京都議定書」で日本が90年比で2010年までに6%削減の目標を掲げた時、京都府は全国に先駆けて条例を制定し、10%削減の高い目標を掲げました。国が25%削減の中期目標を打ち出した今、本府として30%或いはそれ以上の野心的な目標を掲げるべきと思いますが、いかがでしょうか、お答えください。

【知事】地球温暖化防止対策についてですが、先ほど諸岡議員にお答えしました通り、鳩山首相の温室効果ガス 25%削減目標の表明は温暖化対策が人類の生存に関わる極めて重大な課題であることを、私は強く訴えられたというように受け止めており、京都府としても、「京都議定書」誕生の地としてふさわしい取り組みを進めていかなければならないと考えております。

また、企業の国際競争力の低下などを危惧する声も聞かれますが、京都府としては産業界とも連携し、温暖化対策を京都産業の技術革新や飛躍をチャンスにとらえ、また、京都が中国など海外の環境問題にも貢献できるよう、京都産業エコ推進機構を創設するとともに、今年度、新たに京都の力を結集し、エコ住宅の開発を推進するなどの取り組みをすすめているところです。

京都府の新たな環境基本計画の策定については、現在、環境審議会において議論を頂いているところでありますが、今回の提案というのは、単に 25%ということを単純に言ったのではなくて、やはり「京都議定書」の問題点であった米国や中国やインド、そうしたものが参加してない中で、実効ある温暖化対策ができないなかで、イニシアチブをとろうということで、米国や中国の参加を前提にしているものであります。また、25%につきましても、真水の部分をどう設定していくのかという問題もあるので、審議会におきましても国の政策や今年 12 月の COP15 などの世界の動向をふまえることなどのご意見を頂戴いたしておきまして、こうしたご意見をふまえつつ検討を進めていきたいと考えています。

【かみね】「京都議定書」の発信地である京都府の知事として、鳩山内閣が新たな 25%削減を表明したもつとで、はっきりと府としての 25%削減の決意を示されなかったというのは非常に残念であります。

そこで改めて伺いたいのですが、知事は、今世紀中に温度上昇を 2℃以内に抑えるために、先進国は中期目標を 25%以上、長期目標 80%以上に設定すべきという国際的にも共通認識になっている認識をお持ちなのかどうか。この際明確にお答えいただきたいと思います。

【知事】答弁をもうちょっと良く聞いていただきたいのですが、私はやっぱり、今回の鳩山首相の削減目標というのは非常に人類のためにこれが必要なんだという強い決意で述べられたということの評価しております。そして、だからこそ京都も、「京都議定書」誕生の地として頑張っていくということを答弁しているわけですね。そういうふうを受け取って頂ければいいと思います。

最大排出源である電力業界へ、府として明確に CO₂削減を迫れ

舞鶴火力発電所 2 号機の建設中止、1 号機の稼働停止を関電に求めよ

【かみね】25%の中期目標を達成しようとする場合、大口の排出源の削減に踏み込むことが欠かせません。2007 年度の日本の温室効果ガス排出量は、90 年比で 9.0%増加しました。この増加は、二大排出源である電力と鉄鋼の 2 業界が、経団連の「自主行動計画」にもとづいて設定している目標の超過分に相当します。電力業界でいえば、90 年比約 20%削減が目標ですが、2007 年度では 29%も超過しました。これによる排出増は 1 億 1000 万トンで、日本全体の基準年排出量の 8.7%にもあたります。電力と鉄鋼業界の排出量をいかに減らすかが日本の課題であることを認識する必要があります。

ところが、電気事業連合会は、4 月に 2020 年の目標を発表しましたが、その値は 2012 年までの目標をそのまま 10 年先送りしただけのものとなっています。排出量増加の原因である石炭火力発電所も、へらすどころか、今後 2020 年までに 350 万 kw、それ以降を含めると 450 万 kw も増やす計画になっています。業界の自主行動計画に委ねていたら、削減にならないことは明らかではないでしょうか。

そこで、舞鶴石炭火力発電所についてですが、25%中期目標が設定された今こそ、その稼働を見直すことは避けられません。舞鶴火電が排出する CO₂ は年間 860 万トンに上り、日本全体の CO₂ 削減に大きな影響を与えます。京都府の府全体の年間排出量が 1500 万トン、舞鶴火電 1 号機による府の排出量への影響は、消費電力で配分するから 25 万トンとしています。来年 2 号機が稼働すれば 50 万トンになるのです。府民の温暖化防止の努力を踏みにじるようなものです。

ところが本府は、舞鶴火力発電所について「安定的な電力供給のための電源構成の多様化を考慮して導入されたもので、他の発電施設の障害発生時等に府民生活の安心・安全を確保する観点からも考えるべきもの」と答え、削減対象と考えない姿勢に終始してきました。このような姿勢をこれからも続けるのでしょうか。政府が中期目標 25%削減の方針を国際公約したもつとで、最大排出源の電力業界についても大幅な削減が求められています。本府として、明確に削減を迫る姿勢が必要であります。2 号機の建設は中止し、1 号機につ

いても、稼働を停止するよう、関電に求めるべきです。明確な答弁を求めます。

【知事】舞鶴火力発電所については、京都府としてはこれまでから関西電力に対し、社全体として電機排出係数の軽減を要請してきたところです。電力の安定供給と CO2 削減のためのベストミックスというのを、関西電力でやっぱり実現していただく。これが、私は必要ではないかと思っております、これからも個々の部分に限定するのではなくて、関西電力の発電事業から排出される温室効果ガス削減総量の削減対策を一層強化するよう働きかけてまいりたいと考えています。

【かみね】舞鶴石炭火力発電所について、これまでと同様の答弁をくりかえされたわけであります。国全体の CO2 の削減を考えましたら、最大の排出源である電力業界の大幅削減について、国はもちろんですけれども、地方からも、まして「京都議定書」の京都府が強く求めていくというのは当たり前のことではないでしょうか。それを事実上不問にするような答弁でありましたけれども、温暖化防止に本当に真摯に取り組む姿勢があるのか疑問に感じました。今、電力業界は、先ほども申し上げましたように、自主目標を 29%も超過しているにもかかわらず、CO2 の最大の排出源である石炭火力発電所をますます増やそうとしている。私は、ここにストップをかけずして日本の CO2 削減は進まないし、25%の中期目標は達成できない。いまこそ、自然エネルギーへの思い切った転換をすすめるべきだ。知事は、そういう意味で、石炭火力発電所の増設の計画についてどう考えているのか、改めてお聞きしたいと思います。

【知事】発電所について、これはできるだけ CO2 の排出が減るようにしていかなければならない。それは当たり前だと思っております。しかし、これはやっぱり会社全体として減らさなければ意味がないわけですから、そういう方向で求めていく。そしてその時に、やはり我々、府民生活の安全もあるわけですので、そうした面にも考慮していただくというのは、府民の生命、財産を預かる者としては、私は当然の態度だというふうに思っております。

【かみね】知事はこの場で、「京都府としても中期目標 25%削減に向かいたい」、こういう決意が聞けるのではないかと期待をしておりましたが、そういう明確な数字も示した答弁がなかった。非常にこれは残念であります。そういう姿勢を私は根本から転換する必要があるのではないかと。本府として 30%以上の中期目標を設定するよう、ぜひ検討していただきたい。さらに、舞鶴石炭火力発電所の稼働中止をこの際明確に求めていただくように強く求めておきたいと思っております。

中小企業への緊急支援策

家賃や機械のリース代など、固定費への補助制度の創設を

【かみね】次に、中小企業支援について質問します。わが議員団光永議員の代表質問で苦境に立つ町工場の緊急支援策として、家賃や機械のリース代などの固定費への補助制度の創設を求めました。知事は、既存の対策で対応する旨の答弁でしたが、これも消極的でありました。

町工場の置かれている実態は、深刻です。私は、地元の町工場を数軒訪問し、実情をお伺いしました。従業員 45 人の町工場の社長さんは、「仕事量が半減し、コストもたたかれて 40%ダウンをした。この先仕事量が増える見通しもないので、雇用調整助成金を利用することになったが、それでも毎月の資金繰りがきびしく、機械のリース代月 150 万円が非常に重い」。また家族経営の町工場の社長さんは、「昨年と比べ受注は 6 割減だ。本当にきびしいので、電気代の基本料金を下げてほしい」と話されました。どの町工場も、経営が存続できるかどうかの瀬戸際に立たされていることを実感しました。

こうした深刻な状況の中で、国はものづくりを支援するため、今までにない対応を始めています。今年の 5 月 22 日、わが党吉井衆議院議員の質問に対し、二階前経済産業大臣は「中小企業のものづくり技術力というのは、まさに日本の宝だ。東大阪や大田区など中小企業の技術集積地に対する積極的な救済策、対応策を考える」と答弁しました。6 月 26 日には「ものづくりの宝である町工場を守れ」と全国の町工場の経営者 76 人が参加して緊急国会内集会が行われました。この場に参加された中小企業庁長官官房参事官は、「家賃やリース代など固定費補助は自治体の判断で制度的には可能だ」と発言されました。

中小企業に対する家賃補助の制度は、すでに地方自治体で実績があります。神戸市の民間賃貸工場家賃補助制度、松江市のソフト産業家賃補助制度、松本市の新規開業家賃制度などがあります。本府も、ベンチャー企業の育成として研究ラボの家賃助成を行ってきました。

町工場への固定費助成は、京都府の中小企業応援条例にもとづいて考えても、条例の趣旨にかなった適切な制度といえるのではないのでしょうか。条例第 3 条は、「中小企業の経営の安定及び再生を図るため、経営基盤の維持及び強化に必要な施策の実施に努めるものとする」と明記しています。そもそもこの中小企業の経営の安定及び再生を図る事業の具体化が遅れているのであります。

そこで、お伺いしますが、ものづくりの宝である町工場の技術力と集積を緊急に守るために、家賃やリース代など固定費への補助を実施することは、中小企業応援条例第 3 条の具体化として時宜にかなったものであり、早急に具体化すべきものであると考えますが、知事の積極的な答弁を求めるものであります。

住民生活と地域コミュニティを支える飲食店・小売店の支援策を検討せよ

【かみね】 あわせて、私は、飲食店、小売店への緊急の支援も必要であると痛感しています。実情をお伺いいたしました。ある喫茶店のご主人は「年間 600 万円の売り上げに対し、仕入れと人件費で 350 万円、これに家賃と光熱費で 200 万円、あわせて 550 万円にもなり、まったく利益が出ない。それでもお客さんのために頑張りたい」。酒屋のご主人は、「年間 3800 万円の売り上げだが、仕入れが 3600 万円もかかっている。それに自動販売機のリース代と電気代 150 万円払ったら、何も残らない」と話してくれました。

私は、地域の飲食店や小売店など業者の皆さんについても、住民生活とコミュニティを支える重要な役割をしっかりと認識し、苦境を打開し、営業が継続できるように積極的に支援すべきだと思います。その一つとして、固定費への助成も検討すべきだと思いますが、支援策についてどのように考えておられますか、お答えください。

【商工労働観光部長】 中小企業支援について、先の代表質問で知事からもお答えいたしましたとおり、中小企業が京都経済を支える中核であることから、中小企業応援条例に基づき、これまでから販路開拓や技術開発など、経営、技術の両面から総合的な支援を行うとともに、地域のコミュニティ機能を担う小売商業に対しましても、商店街で買おう運動等により活性化を図っているところであります。

また、固定費の軽減につきましては、融資やリースによる支援、さらには「京都元気な地域づくり応援ファンド」を活用し、店舗改装や設備機器の導入経費などの支援に努めているところであります。今後とも関係機関と連携し、厳しい経営状況にある中小企業を総合的に支援してまいりたいと考えております。

地上デジタル放送

受信障害共聴施設対策・受信機購入等への支援を国に働きかけよ

【かみね】 次に、地上デジタル放送対策について質問します。テレビが地上デジタル放送に完全移行する 2011 年 7 月 24 日まで 2 年を切りました。

いま最も対策が遅れているのが市街地での受信障害対策共聴施設の対策です。ビルやマンションなどの陰でテレビが受信できない地域で設置されている京都府内の受信障害対策共聴施設は、近畿総合通信局の調査では、3452 施設ありますが、デジタル化に対応しているものは 671 施設で、対応率は 19%にすぎません。

これだけ遅れているのは、国が責任を持たず当事者間協議にまかせてきたためです。受信障害対策共聴施設ができた後に高層建造物が林立し、受信障害を起こす「原因者」を特定することが困難になっています。総務省は、都道府県に設置したテレビ受信支援センター、いわゆるデジサポに簡易受信状況調査を実施させるとしていますが、これでは受信障害の住戸も原因者も特定することはできません。しかし、本格的な受信状況調査をだれがやるのかがなかなか決まらない状況があります。これがすまないと、当事者間の協議にも入れません。

わが党京都府委員会は、7 月 25 日、マンションの管理組合役員の皆さんと地デジ問題での懇談会を開催しましたが、このなかでも「近くに新しいマンションが建ち、どこが電波障害の原因になるのかわからない。どこが責任を持てばいいのか」など質問や批判の声が相次ぎました。

こうしたなかで、特定非営利活動法人全国マンション管理組合連合会は、1459 か所の会員マンションにアンケート調査を行いました。そのなかで、受信状況調査を実施、あるいは予定しているマンションは 36.1%にすぎず、過半数が調査の見通しさえ立っていない。マンションと近隣の受信障害対象者との当事者協議を終えたところは、さらに少ない 11.1%しかないことが明らかになりました。このため全国マンション管理組合連合会は、国の責任と負担において受信状況調査を早急に行うこと、当事者間の協議を円滑に実施し、速

やかに結論を得るために、国の責任と負担によって調停機関を設けることなどを総務省に要望しました。

こうした要望をうけて総務省は、平成 21 年度より、例外的・暫定的措置として、国が受信調査や施設改修経費等の支援を実施する。また、10 月中旬以降から、当事者間に紛争が生じた場合に、法律専門家による相談や調停を実施することを発表し、事業を開始しました。

そこで質問いたします。遅れている受信障害対策共聴施設の対策を急速に進めるためには、今年度中にすべての受信障害共聴施設を管理するマンション管理組合団体やビルの所有者などに対して、事業の説明や相談を実施するとともに、本格的な受信障害調査を例外的措置ではなく、基本的に国の責任で実施し、当事者間の協議も国の責任で推進すべきだと考えます。いかがですか、お答えください。

一方、国民は、地デジ対応テレビに買い替えるなどの対応が迫られていますが、地デジテレビの普及は、総務省が掲げてきた 1 億台普及の目標の 3272 万台にすぎません。不況に苦しむ府民生活の中で、安くなってきたとはいえ 26 型で 7 万円以上もする地デジテレビを買えない家庭は少なくありません。デジタルチューナーやアンテナ工事の費用もかかります。このままの事態が推移すれば、テレビが見られないテレビ難民が多数生まれる心配があるのではないのでしょうか。

政府は、国民の不安の高まりと日本共産党の国会論戦のなかで、NHK 受信料の全額免除世帯に対して、簡易チューナーの無償給付、室内アンテナの無償給付又はアンテナ等の無償改修をおこなうことを決め、相談対応の上事業を実施しようとしています。そこで、伺いたいと思いますが、対象となる府民にもれなく制度の趣旨を徹底し、事業をすすめるためにどのような方針で臨もうとしているのか、明らかにして下さい。

同時に、NHK 受信料の全額免除世帯というのは、生活保護世帯と市町村民税非課税の障害者世帯です。これでは対象となる府民はかなり限られます。深刻な不況のもとで府民生活の困難が増している中であり、テレビ難民が生まれないようにするためには、少なくとも市町村民税非課税世帯はすべてこの制度を利用できるように拡充すべきであると考えます。国に働きかけるよう求めますが、いかがですか。

日本共産党は、地デジ化の普及状況にあわせて実施時期を適切に決めるべきだと主張してきましたが、今日の現状を考えると、あと 2 年で 100%普及することはきわめて困難になっていると言わざるを得ません。アメリカやヨーロッパでもデジタル化の実施時期を延期していますが、わが国も実施時期を延期すべきであると考えます。この点についてはいかがですか、お答えください。

【政策企画部長】 地上デジタル放送対策について、地上アナログ放送を廃止し、地上デジタル放送に移行することは、ご指摘のとおり、国の政策であることから、責任をもって対応するよう従来から政府等に要望を行っているところです。

受信障害共聴施設のデジタル化については、今年度から国において受信状況調査や改修費用の支援制度が設けられたところでありまして、また、ご指摘のとおり本年 2 月に京都にも設置された、総務省テレビ受信者支援センター、通称『デジサポ京都』におきまして、町内会、自治会、マンション管理者等への説明会が府内全市町村で地域ごとに実施中であり、また、法律専門家による相談及び調停も、この 10 月中旬から全国的に順次受け付けが開始される予定でございます。京都府といたしましても、地上デジタル放送の難視聴地域が発生することがないよう、国の支援制度を活用し、市町村と連携を図りながら、府内の地デジ受信環境の整備促進を行っているところであり、経済的に対応が困難な方への地デジ受信機購入等支援制度につきましては明日 10 月 1 日からの受付開始にむけまして制度の周知を図っているところです。また、地デジ受信機購入等支援制度の拡充及び地上デジタル放送への完全移行の延期の要望等のお尋ねについては、引き続き、国に難視聴地域が発生しないよう働きかけてまいりたいと考えています。

上原ゆみ子（日本共産党、京都市伏見区） 2009年10月1日

高い保険料・医療費！ 深刻な貧困！

治療を受けられない、事実上の無保険状態が広がっている

【上原】日本共産党の上原ゆみ子です。通告に基づき、知事ならびに関係理事者に質問いたします。まず、国民健康保険及び医療費等についてお聞きします。

わが国は、憲法25条の理念に基づき、いずれかの公的保険に加入する「国民皆保険制度」をとってきました。それは、お金のあるなしにかかわらず、国民の命と健康を保障するということです。

ところが、国の医療費抑制政策により、これが大きく崩されてきました。特に、国保への国庫負担率が大きく下げられる中で、保険料の引き上げと窓口の負担率の増大など、自己負担が増やされてきました。そして、やむなく保険料を納めることができない世帯に対し、全額窓口負担とされる資格証明書を発行し、医療を受ける権利を奪ってきました。国民皆保険と言いながら、事実上無保険状態を作っていることは、あってはならないことです。

私は最近、貧困と保険料や医療費の負担増がいかに深刻な問題を生み出しているかを思い知らされる事態に遭遇しました。Aさん男性35歳は、大きな商業地に新しくオープンする飲食店の店長として仕事に就きました。ところが、経営母体の会社が倒産となってしまい、たった3か月で突然解雇を言い渡されました。

次の仕事は見つからず収入のメドもたたない、最後の賃金は生活費と消え、電気は止められました。そのような中で、以前の交通事故の後遺症が悪化してしまいました。医療保険がないまま、近くの病院で診察を受けたのですが、全額自己負担の支払いは出来ず、検査入院が必要とのことでしたがそのまま帰宅しました。遠方に住む母親が心配し、電話をしましたが応答がありません。1週間近く連絡が取れず母親が息子の家を訪ねると、男性は部屋で倒れておりすぐに病院に運び込みました。

とりあえず母親が国保の加入手続きをとりましたが、この母親も、がんの手術を受けた直後で、抗がん剤治療を受けておられ収入はなく、がん保険で支払われた保険金で生活をしている状況です。この男性は入院を勧められましたが、とても医療費を支払うお金などなく、困りはてて私のところに相談に来られたのです。発見があと2～3日遅れていたらと思うとゾッとします。

この事例のように保険もない、お金もないという中で命を縮めるなどということは絶対にあってはなりません。私は、この立場から国保の無保険問題と医療費の窓口負担問題について具体的におうかがいします。

国民健康保険

「資格証」発行やめ、「短期証」は無条件に届けるべき

【上原】今年の2月議会で、わが党の新井議員が、保険証の取り上げはやめること、制裁ではなく、滞納世帯や資格書世帯に訪問による状況の調査をし、実態に応じた生活支援策など温かい対応をすること、それには府が市町村と協力してやるべきだと指摘しました。

答弁では、訪問調査と実態調査に要する経費について京都府の調整交付金で助成すると述べられました。しかし、京都市では4189件、宇治市202件、亀岡市53件など資格証明書の発行は続いています。大変な不況の中、加えて新型インフルエンザの流行が懸念されるとき、放置できない問題です。無保険と同じである資格証明書の発行はやめるべきです。いかがですか。

さいたま市では、滞納者の訪問調査を行った結果、「資格証明書の発行は収納率の向上に必ずしも結び付かない」とし、資格証明書の発行をやめました。2月議会のあと、府がどのように市町村と協力し改善されてきたのかお聞きかせください。

短期保険証の交付も京都市は15846件、宇治市は1166件、亀岡市1207件など大量に交付されています。その大半が3か月証であり、いつ無保険になるかわからないという大問題があります。

多くの自治体では、短期保険証の更新にあたっては、役所の窓口で保険料の納付相談がされ、いくらか保険料を納めないと保険証を交付してもらえません。そのため窓口に取りにいかずに役所に短期保

険証が止まったまま、「留め置き」状態になっています。

八幡市では、747世帯の保険証の「留め置き」がありました。新型インフルエンザ対策で5月に郵送措置が取られました。早速に63件もの受診があったとのこと。保険証があれば医療にかかりたい人が多くいることを示しています。しかしこの短期保険証は1か月証でしたので、今は多くが期限切れになっていると思われます。

そこでお尋ねします。いわゆる「留め置き」の短期保険証が市町村でどれくらいあるのかを把握しておられるのでしょうか。おられるのなら、その数をお教えてください。そして留め置きされている短期保険証の世帯の中に、中学生以下の子どもがいる世帯は存在しないのか、非常に心配するところですが、本府として調査しておられますか。すべきと思いますが、いかがですか。そしてこのような状況を、どうお考えかお伺いします。

このように、短期保険証はあっても被保険者の手元に届いていなければ、無保険と同じです。新型インフルエンザの流行が益々心配される中、こういう無保険者を大量に作って良いのでしょうか。短期保険証は納付相談と切り離し、被保険者の手元に確実に届けるべきではありませんか。いかがですか。

子どもへの「短期証」、交付の状況調べて未交付無くせ

【上原】併せて、国保法が改正されこの4月から資格証明書を発行している世帯で中学生以下の子どもがいる世帯においては短期保険証を交付するとなりました。その後、子どもに限定したものでないとし、被保険者が病気になって一次払いが困難な場合も、短期証を交付できるとしました。

子ども世帯への短期保険証は6か月とされていますが、この10月に期限が切れるわけです。前倒しで早く実施した自治体もありましたが、引き続き、速やかに再交付がされているのか本府として把握しておられますか。お答え下さい。

【知事】国民健康保険についてだが、資格証明書は国民健康保険法に基づいて、特別の事情もないまま、一年以上保険料や保険税を滞納している世帯に対し、被保険者証に代えて交付するものであります。

従って、京都府におきましては、納付相談にまったく応じないとか、保険料を支払う能力が有るにもかかわらず、資力に見合った納付計画が示されていないなど、真にやむを得ない場合の手立てとして交付すべきものと考えており、従前から被保険者の個別事情を踏まえ、実態に見合った適切な運用が行われるよう、市町村に対し助言・要請をして参ったところであります。

併せて、市町村におけるこうした取り組みを支援するため、滞納者の生活実態把握にかかる先進的な取り組み事例を収集し、市町村会議や研修などで提供いたしますと共に、平成20年度からは、府調整交付金によりまして、生活実態把握にかかる経費などの助成を行っております。昨年は4市町に対し交付したところであります。交付を受けた市町では、個別訪問などにより、多重債務相談対応や生活保護申請の指導、分割納付計画の策定等に取り組まれた結果、短期被保険者証への切り替えなどの改善が見られたところであります。

今後とも、調整交付金の積極的な活用等により、滞納されている方の生活実態把握の取り組みがより一層推進するよう、引き続き支援をしたいと考えています。

【健康福祉部長】短期被保険者証についてだが、保険料を滞納している世帯主などと直接接触し納付相談や世帯の実態を把握するために交付するものであり、交付世帯は、昨年6月1日現在約25000世帯で、その内、中学生以下の被保険者がいる世帯は、概ね約2割程度になっていると考えております。

また、直接接触する機会が得られない等の理由で短期保険証書が未交付となっている世帯は、平均して2～3割程度と把握していますが、速やかに交付することが大切であるため、市町村にはくり返し滞納者と連絡を取る、自宅を直接訪問する等、滞納者との接触が図れるようきめ細かな対応を要請している所であります。

資格証明書交付世帯における中学生以下の子どもに対する短期被保険者証の更新につきましては、既にすべての該当市町村で交付手続きが完了していることを確認しております。

国保の一部負担金減免制度

活用状況調べ、制度の役割発揮できるよう助言と支援を

【上原】次に、窓口負担が心配で医療にかかれぬ人を救済するための制度についてです。

まず、国民健康保険の一部負担金免除制度です。

国民健康保険法の第44条第1項で、「保険者は特別の理由がある被保険者で保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、一部負担金の減免猶予の措置を採ることができる」とされています。

しかし、この制度は自治体によって運用にバラツキがあり、またこの制度を知らない住民も多くおられ、活用がされていません。

大阪府では2006年の実施件数は6175件。本府では393件となっています。京都市360件、八幡市は22件、宇治市は7件、その他4件となっています。

京都府で現在基準を定めた制度を持っている市町は23となっており、持っていないのは南山城村、井手町、南丹市の3つです。しかし制度を持っていても申請書が置いてない、京都市では治る見込みがなければダメと拒否されるなど、基準が厳しく申請しても却下されるなど、亀岡市や綾部市をはじめ、多くのところで実施はゼロとなっているのが現状です。

一部負担金免除は、国保法で明記されており、条例などに規定をしなくても活用できるものです。こういった窓口での混乱が起きないようにするため、現在どういう実施状況なのか本府として調査を行い、実施できるように市町村に財政支援も含めて助言すべきだと思いますがいかがですか。

【健康福祉部長】一部負担金の減免ですが、被保険者の生活実態を最も良く承知している市町村が、給付と負担のバランスを踏まえ、適切に判断されている所ではありますが、京都府といたしまして、法の趣旨を踏まえた運用が行われるよう助言・要請を行っています。

現在国において、一部負担金減免等のモデル事業が実施され、国の調整交付金による財政支援が行われることとなっていますが、今後、モデル事業の結果を踏まえて、制度化の検討が行われる予定でありますので、京都府としては、早期の制度化が図られるよう要請して参りたいと考えています。

無料低額診療事業

府立の病院や公的病院で実施し、活用できる制度に

【上原】次に、無料低額診療事業についてお聞きします。

無料低額診療事業は、医療費の自己負担分を払うことが困難な低所得者の方々が、医療を受ける権利を守るために大きな役割を果たしています。京都市内では27の医療機関が実施していますが、京都市以外では、京丹後市、舞鶴市、綾部市、宇治市、長岡京市にある5つの病院でしか実施されていません。府は、「少ないとは思っていない」と答弁されていますが、これでは、利用したくても利用できないのが実際です。

貧困が広がるなかで、府民の命を守るために、府立医科大学付属病院や府立与謝の海病院をはじめとした府立の病院でも、無料低額診療事業を実施すべきではありませんか。

また、この事業を行う医療機関に対し法人税や固定資産税等の軽減が行われますが、医療機関の多くを占める「医療法人」の場合、税の軽減などの支援がほとんどなく、「持ち出し」となるため実施されていません。

国に制度改善を求めるとともに、実施医療機関に府独自の援助を行い、多くの医療機関がこの事業に取り組まれるようすべきではありませんか。

併せて、多くの府民がこの制度を知りません。府のホームページにも紹介されておらず、広報は実施医療機関まかせなのが実情です。府として公共施設などでのポスター掲示なども含め、わかりやすい形での広報を強めるべきではありませんか。お答えください。

【健康福祉部長】無料低額診療事業につきましては、その対象者は、生活保護世帯やそれに準じた低所得の方々であることから、各福祉事務所が窓口となり、医療だけでなく生活全般の相談支援と併せて利用される必要があると考えております。

今後とも、各福祉事務所を通じて周知を図りますと共に、生活保護をはじめ、関係福祉策と十分連携する中で有効に活用がはかれるよう、福祉事務所に対し指導・要請をして参りたいと考えております。

また、本制度は、税制減免措置はあるものの、減免した医療費は実施医療機関の負担となるため、実施するかどうかは、地域の実情や患者の状況を踏まえ、実施主体が自ら判断されるものであることから、一律にお願いするものではないと考えています。

尚、府立の病院では、経済的理由により医療費の支払いが困難な方には、減免規定に基づく申請により、一部または全部を免除できることになっております。

制度改善を国に求めよということですが、医療費にかかる個人負担については、本来、低所得者の方々が経済的理由により医療を受けられないことが有ってはならないとの立場から、生活実態を踏まえ、その負担が過度とならないような仕組みを構築するよう、以前から国に要望している所であり、引き続き要望して参ります。

また、京都府としては、障害者、高齢者、母子家庭等、社会的に弱い低所得の方々を対象に、市町村と共同して、独自の福祉医療制度を実施している所であり、今後ともこれらの制度を活用しながら対応して参りたいと考えています。

子どもの医療費助成制度 国に無料化を求め

府として、せめて、通院も小学校卒業まで無料に

【上原】最後に、子どもの医療費助成制度の拡充についてです。

保険料は高く、その上、窓口負担が3割もかかるという、こういう医療保険制度は世界でも例をみません。ヨーロッパの多くの国の窓口負担は無料です。医療保険というのは万が一のときに保険料を払っているのです。それなのに病気になったらまた窓口負担が3割もかかるのは保険ではありません。医療費の窓口負担はせめて子どもやお年寄りには無料にすべきです。

子育て世帯が安心して子育てができるよう府が応援をすること、子どもの医療費の助成制度は本府として実施していますが市町村によって助成が違います。中学卒業まで何らかの助成をしている自治体は5つあり、南丹市では高校卒業までとなっています。東京では中学卒業まで助成をしています。

本府として、せめて通院も小学校卒業まで無料に拡充すべきではありませんか。また、窓口で立て替え払いをしなくてもいいように現物給付とすべきです。

そしてこれを国の制度としてやれば、更に充実させることができます。本府として「子どもの医療費の助成制度」の拡充を行っていくこと、また国の制度として行うべきと要望していただきたい。いかがですか。

【健康福祉部長】子どもの医療費助成についてですが、平成19年9月に大幅な制度拡充を行い、厳しい財政事情の中、全国でもトップクラスの制度となっている所であり、この制度の維持に努めてまいりたいと考えています。

議員ご指摘の現物給付化につきましては、審査支払機関や市町村、医療機関において新たなシステムを構築する必要が生じることになり、多額の経費を要する等、多くの課題が有りますが、市町村等のご意見をお聞きしながら、引き続き研究を続けて参りたいと考えています。

また、子育て支援医療費助成事業をはじめ、医療にかかわるセーフティネットとして必要不可欠なものであることから、これまでからナショナルミニマムとして国において早期に実現されるよう、提案・要望してきたところです。引き続き、国に対し制度化を求めて参りたいと考えています。

再質問

「短期証」未交付の子どもの放置は、重大な問題

知事は、府民の命を守るため、手だて講じよ！

【上原】資格証明書ですが、広島市では、資格証明書の発行世帯で、医療にかかれず、死亡された事例が多く起きていることを受け止めて、資格証の発行をやめました。

短期保険証については、期限が切れたらすぐに再交付を郵送で送るべきだと思います。そして、「留め置き」措置はやめるべきだと思います。

「留め置き」の中に、今、2割中学生以下の子どもさんがいるということが言われましたが、これは重大なことだと思います。

府が市町村と協力して、訪問による調査を行う場合には、生活保護の相談も始め、福祉事務所につながり温かい支援を行うことが求められています。

先ほど紹介した、私の経験した事例ですが、もし、あの方を何もしないで放置しておけば、医療にかかれず、保険料も払えず滞納が増えていく。その先に待っているものは何かと考えると、命を守るために行政が取るべき姿勢が大きく問われています。

無保険者を無くす、生活困窮者には保険料の猶予・減免を行う、医療費が払えない人には必要な制度を活用し治療を受けられるようにすることは、地方自治体の責任であり、本腰で府民の命を守るための手立てを講じるべきではないでしょうか。このことを指摘し次の質問に移ります。

京都市内 夜間定時制高校 募集定員

定時制高校の今日的意義と多面的な役割認識し

募集定員増等で生徒の願いに応えるべき

【上原】次に、京都市内夜間定時制高校の募集定員についてです。

定時制高校の果たしている役割は今や多面的でありその意義は大きいものがあります。中学生時代に不登校を経験した生徒や高校を中退してやり直しに入ってきた生徒など様々です。時代とともに生徒のありようも変化してきています。

今年、定時制高校を卒業したA君は中学のときにクラスに馴染めず、また親の収入にゆとりのないことを知っていて、最初から定時制高校を希望していました。入学したころは顔を上げることができずにいましたが、バスケット部に入り、定時制の全国大会で入賞するなど良い結果を出すことができ、誇りを持って卒業していきました。A君の弟はこの春定時制に入学しましたが、小学校、中学校で育成学級に通学していた生徒もいっしょになりました。その生徒が大きな声をあげても、からかわれずにイジメにあうこともなく、みんなと過ごしている。また、入学式の次の日から来なくなった生徒が久しぶりに学校にきて、年上の生徒から「学校に来いよ」といろいろ親身に声をかけてもらいそれから続けていると語ってくれました。これまで周りに馴染めなかった、けれど社会の一員になるための力を付けたい、そんな思いを受け止めてくれ、温かい人間関係に気づかせてくれる。多くの卒業生や保護者がそう感じている定時制高校は大きな意義があり、高校に行きたいと願う子どもの希望を保障する場として重要なことは言うまでもありません。

しかし、その定時制高校の募集定員が減らされてきました。桃山高校定時制の普通科が80人から40人に減らされ、西京高校定時制が10人減らされたままです。それにより、ここ数年、京都市内で大量の不合格者を生み出しています。2007年では42人、2008年では76人、2009年は58人が不合格となりました。

大阪府では今年2次募集で167人もの不合格者を生み出しましたが、もう一度機会を設けるとし、異例の補欠募集を実施され全員合格できる枠を広げました。

昨年、定時制高校に入学したC子さんは、中学生のとき原因不明の高熱を何度も出し学校を長期に休み、十分な学力を身につけることができず、定時制を希望しました。定数が減らされたと聞き、合格は無理だろうと半分以上あきらめて発表をまともに見ることが出来ませんでした。C子さんは合格しました。が、同じ中学から受験した生徒が不合格になり、その生徒は進学をあきらめアルバイトをしているとのことでした。

今年も、保護者や卒業生など「募集定員を増やしてほしい」の運動と署名がとり組まれ、署名7497筆を添え、教育委員会に請願を出されました。

府の教育委員会定例会において委員の方から「7000という署名は大きく受け止める必要がある」別の委員からは「全日制でも定時制でも辞めていく生徒はいる。昔は別の人生の道があった。しかし、今の時代中卒で入れるところはない。義務教育でないとなればどこにも入れなかった子どもはどうなるのか。」とか、定数の考え方として「ふたを開けると希望者が多い結果となることに対して、府教育委員会はどのように考えているのか」意見が出されました。

9月に中学3年生に対して進路希望調査をされ、12月に再度進路希望調査をされます。募集定員は8月に決められます。夜間定時制の最終志願者は募集定員の約2倍となっています。

2008年2月では、40名の定員にたいして77名の志願者でした。最初は希望者が少なくても、最終的に志願者が増えるのが定時制高校の特徴であり、昨年来の景気悪化のもとで経済的にも2次募集を受ける

生徒も増えることが予想されます。にもかかわらず2010年の募集も減らされたままになっています。

そこでお聞きします。貧困と経済的格差が広がるなかで、貧困の連鎖を繰り返さないために、セーフティネットとして定時制高校の果たす役割はますます重要になっています。定時制高校の今日的意義についてどのようにお考えですか。

募集定員を増やし、希望する生徒を受け入れること、そのための態勢を整えるべきと考えますがいかがですか、お答えください。

【教育長】 公立高等学校の定時制についてだが、定時制は元来、勤労青少年に高校教育の機会を保障する趣旨で設けられていますが、近年は、ご紹介のとおり、様々な動機や学習歴を持って入学してくる生徒の割合が高まってきている状況にあります。そのため、各学校においては、学校をあげて、生徒一人ひとりの状況に応じて、きめ細かい指導を行っている所であります。

京都市内の夜間定時制につきましては、例年、志願者総数が募集定員を下回る状況でして、定員に満たない学校について、第2次募集を実施している所であります。

また、中学生の進路希望状況を見ましても、毎年9月時点においては、京都市内定時制を希望する生徒は募集定員の4分の1にも満たない状況であり、多くの生徒が全日制を希望しております。

このような状況を踏まえて、来年度の入学者選抜におきましては、京都市内定時制の募集定員を今年度と同数とした上で、全日制の定員を大幅に増やしたところであります。

今後とも、全日制や通信制も含めた、すべての府立高校におきまして、生徒や保護者の多様なニーズに応えられる高校教育の一層の充実に努めてまいりたいと考えています。

再質問

一人ひとりの生徒を大切にす教育を行い

定時制高校での学習の権利の保障を

【上原】 全日制の募集を増やしていると言われましたが、全日制と定時制ではそのあり方が違います。最終的に全日制から定時制に進路変更する生徒もいます。色々な事情で定時制しか望めない生徒が、3年間で176人も不合格とされてしまっていることを重く感じるべきです。

一人ひとりの生徒が大事にされる教育を行う事、定時制高校での学習の権利を保障すべきであって、切り捨てるべきではありません。

京都市内定時制高校の募集定員を、増やしていただくことを、強く要望し質問を終わります。

梅木紀秀（日本共産党、京都市左京区） 2009年10月2日

台風9号による福知山市を中心とした豪雨被害の復旧対策は、

原形復旧に留まらず、集中豪雨に耐えうる工事の実施を

【梅木】日本共産党の梅木紀秀です。通告にもとづき、知事並びに関係理事者に質問します。

まず、台風9号による福知山市を中心とした豪雨被害についてです。今年も台風や集中豪雨で、山口県防府市や兵庫県佐用町をはじめ、全国で多数の犠牲者を出し、大きな被害が発生しました。台風9号では、兵庫県に近い福知山市夜久野町では、上夜久野の直見（のおみ）で1時間雨量51ミリをはじめ、5年前の台風23号を上回る集中豪雨で、牧川やその支流で、河川が氾濫、決壊し、田畑に大きな被害が発生しました。わが党議員団は、2回にわたる現地調査をおこない、9月18日に知事あてに災害復旧についての申し入れ書を提出したところです。

今回の被害では、5年前の台風23号で被害を受け、災害復旧した所が再び被災しているという例が多いことが大きな特徴です。一時に降った豪雨が河川に集中し、濁流がコンクリートの護岸を超え、後方の畔や道路の土をえぐり取り、護岸そのものが破壊されているという事例が多数見られました。

兵庫県佐用町でも、5年前に流された同じところが決壊したということですが、災害復旧が「原形復旧」を基本としていることに問題があります。近年は時間雨量100ミリを超える、いわゆるゲリラ豪雨が多発する傾向にあり、原形復旧だけでは、今回のように、護岸を超えた洪水で堤防が決壊するということが起こるわけです。災害復旧のあり方について、原形復旧に留まらず、多発する集中豪雨にも耐えられる災害復旧工事が可能になるように制度の改善が必要だと考えますが、いかがですか。

河床の上昇も、被害発生の要因になります。堆積した土砂や岩石の除去は災害復旧の対象にならないということですが、対象になるよう制度の改善を求めるとともに、府独自に堆積した土砂の除去対策など日常管理を強化するとともに、市町村の管理河川への支援も必要だと考えますが、いかがですか。

また、今回堤防が壊れた箇所付近に、決壊はしていないけれども不安だという箇所がありました。農作業をしておられた方が、私たちに「災害調査の対象になっていないが、不安だ。何とかならないか」と訴えられました。予防のための工事費は、府の負担が多いため、補助率の高い災害復旧工事を待つ、つまり「災害が起こってから」という事例が、以前から見受けられましたが、事前に被害が想定される場合には、とりわけ連続する場合は予防的な工事も一体的に実施すべきではありませんか。この点についてもお答えください。

【知事】河川の災害復旧については、従来から災害による土砂や岩石の除去については、堆積が著しいなどの要件を満たす場合には、災害復旧事業で行ない、ご指摘のように堤防のかさ上げとか河川断面の拡大など、改善が必要なものについては、改良復旧事業で実施しており、災害復旧事業の要件を満たさない場合でも、状況に応じ府単独事業で対応しております。また、被災箇所に挟まれた箇所や隣接する箇所において、新たに被害が想定されるなど緊急な対応が必要な場合、府単独事業を組み合わせることで連続して護岸を整備するなど予防的な工事を実施しております。

こうした災害復旧に係る制度の充実については、より効果的な災害復旧を目指すため、改良復旧事業に係る財政措置の拡充や災害復旧事業の要件緩和など今後とも国に提案をしていきたいと考えております。

なお、自然に堆積した土砂の除去については、平成16年の台風23号災害以降、流下能力の阻害状況などを考慮しつつ、府単独事業により対策を強化しており、今後とも継続して取り組むとともに、国の制度改善も引き続き求めていきたいと思っております。

河川管理については、私はやはり、現場が危険性が一番よくわかるので、国府市町村がそれぞれの役割を的確に果たすことができるよう、そしてその中で機動的かつ柔軟に財源を使える、いわば分権的な発想の方向で、しっかりと制度を整備していくことが、いちいち違う団体に補助金を申請して、それで使わせてくれと頼んで、それで査定をしてもらうよりは、はるかに効果的かつ迅速に行くのではないかと考えております。そういう方向で改善を求めていきたいと考えております。

今議会にも災害復旧に必要な予算をお願いしており、速やかに実施をしていきたいので、よろしくお願

いたします。

【梅木】知事の話の聞いていると、しっかりと現場はうまくいっているように聞こえますが、実際には、災害の調査をしている間に調査されていないところがあって、その近所の人が心配しているということがあるわけで、それは簡単に連続的にできるかといえば、できないという例もあるわけです。この件に関しては、個別具体の例で、私どもも委員会等で取り上げていきたいと思えます。

農地の災害復旧と農作物の被害補償について府独自の対応を

【梅木】我々が2回目の現地調査を行ったときは、ちょうど稲刈りの時期で、土石流で埋まった田んぼから、わずかに首をもたげた稲の穂を、刈り集めておられた高齢の女性が、「この田んぼで来年も米が作れるだろうか」とため息をついておられました。農地の災害復旧の対象は、被害額が1件40万円以上に限定されていますが、農家の負担は大変です。今回40万円以下の被害が多いとのこと。府独自の支援を行うべきです。また、農作物被害についても、農業共済だけでなく、独自の被害補償を行うべきです。いかがですか。

また、自宅の真ん前の河川の護岸がえぐられたお宅では、「夜中に、大きな岩が、ゴロゴロと地響きを立てて流れる音はすさまじかった。本当に怖かった」とのことで、「府が緊急に大きな土嚢を積んだけれども、その後の雨で土嚢が流された。また土嚢を積んでもらったが、心配でたまらない」とのことでした。一日も早く災害復旧工事がおこなわれるよう強く求めておきます。

【農林水産部長】農地や農業用施設の災害については、国の災害復旧事業により早期の復旧に努めておりますが、40万円未満の小規模災害についても、市町村において交付税措置のある農地等小規模災害復旧事業債を活用した復旧が進められているほか、京都府としても農家・環境を守る地域共同活動などの事業により、維持管理と一体的に行なう復旧を支援しております。

また、農作物の被害については、農業共済に加えて、今議会でお願いしている本年産の農作物の生育回復や、来年の生産に向けた土壌改良などを支援する農作物生産確保等緊急対策事業を活用して対応したいと考えております。こうした対策により、被災された農家の皆さんが一日も早く安心して経営に取り組んでいただけるよう努めてまいります。

洪水時の通行止め指示が遅れたことについての検証と改善を

【梅木】関連して、由良川の潜没橋である在田（ありた）橋の洪水時の通行止めについて伺います。福知山市大江町の女性が、夜中に帰宅を急いで、自家用車で在田橋を通過しようとしたところ、橋の手前で、増水していることに気づき、すぐに引き返したが「あと少しで突っ込むところだった」とのことでした。府土木事務所に通行止めにしたのはその後で、その時すでに橋は水没しており、欄干代わりにパイプとロープをはずすことができなかったということです。中丹西土木事務所の担当者は、「由良川の水位は監視していたが、夜久野町での局地的な豪雨による牧川合流点下流の水位上昇への警戒が足りなかった。今後の教訓としたい」とのことでしたが、人命にかかわることです。十分な検証をお願いしたい。

同時に、通行止めの解除も、「ずいぶん遅れた」とのことでした。生活道路であり、迂回するのは大変です。「土木事務所の人手が足りないのか。以前はこんなことはなかった」と大江町の方からお聞きました。5年前の台風23号の時も、土木事務所へのファックスに気づかないまま、通行止めの指示が遅れ、多くの車が水没し、トラックの運転手さんが犠牲になりました。また、バスの上で37の方が一夜を過ごし、あわや大惨事という事件がありました。土木事務所の再編統合で、職員体制が不足しているのではありませんか。兵庫県佐用町の場合も、山口県防府市の場合も、住民からの問い合わせや災害対応で、行政の現場確認や避難勧告が遅れたということが、被害をいっそう大きくしました。今回、在田橋の通行止めが遅れたこと、職員体制について、どう検証され、どう改善されるのか、お聞かせください。

【建設交通部長】橋の通行規制にあたっては、国が配信する由良川水位情報をもとに実施しており、これまでの7度の通行止めに対しては、適切に対応してきたところであります。

今回の8月9日から10日にかけての豪雨では、牧川上流部が台風23号を上回る短時間豪雨により、同時多発的に被災し、業務が錯さうする中で由良川の水位が急激に上昇し、水位確認が遅れたものであります。人身被害はなかったものの、この事態をふまえて直ちに検証を行ない、再度職員へ潜没橋の通行止め対応について周知徹底をはかるとともに、大雨警報発令時から緊急業者による定期的な現場水位確認と必要に応じた通行規制措置を行なうようにするなど、初動態勢の強化をはかりました。

なお、在田橋を管理する中丹西土木事務所は、再編前の福知山土木事務所をそのまま引き継いでおります。

土砂災害危険区域内の老人福祉施設等「災害時要援護者施設」の災害対策

【梅木】今年7月の山口豪雨では、防府市の特別養護老人ホーム「ライフケア高砂」で多くの犠牲者を出しました。避難勧告の遅れなど、学ぶべき教訓はたくさんありますが、そもそも、土砂災害危険区域に、なぜ特養ホームを建てたのか、という問題があります。「ライフケア高砂」も土石流が裏山で起こりうると想定され、砂防工事の検討中だったとのこと。危険な箇所に建てるのは避けるべきですし、建てるなら砂防工事を先に行うべきなのです。京都府でも、お聞きしますと土砂災害危険区域内の老人福祉施設等「災害時要援護者施設」が228施設もあるとのこと。そのうち対策済みの施設は34施設だけで、200近くの施設が放置されています。早急に対策を打つ必要がありますが、今後の対策について、どのように検討されていますか、お答えください。

【建設交通部長】これらの施設や避難所のある危険区域について、重点的・優先的に土石流対策工事等を実施しております。しかしながら、こうしたハード整備には多くの費用と時間がかかることから、ソフト対策として市町村と連携し、土砂災害警戒区域の指定を含め、要援護者施設に対する適切な防災情報の伝達方法定めるなど、警戒避難体制の確立をはかっております。さらに、山口県防府市での土石流による被害をふまえ、関係部局とも連携し、市町村に対し危険箇所内にある府内全ての要援護者施設の警戒避難体制の確立を改めて要請するとともにこれらの管理者に対しても、日頃の備えや防災情報の入手方法などを周知しました。

ナラ枯れ対策と森林の管理の強化を

京都市周辺山間部も対象に加えるべき

【梅木】次に、ナラ枯れと森林の管理の問題についてうかがいます。左京区の静市市原町の土砂災害危険箇所に隣接する山で、急速に「ナラ枯れ」がすすんでいます。地域で、土砂災害警戒区域の指定問題が話題になった際に、「ナラ枯れが土砂災害に影響するのではないか」という疑問が出され、先日、地元のみなさんとナラ枯れの被害状況について調査しました。すでに葉が茶色に変色した木だけでなく、まだ葉が青々としている木にも、たくさんカシノナガキクイムシが入り込んでいました。被害木が多数ある急斜面の下に自宅がある方は、ナラ枯れによる倒木被害や土砂災害を心配しておられました。市民団体の調査によると、左京区の吉田山では、2006年に被害木が8本発見され、その後新しい被害木は07年に30本、08年は121本、今年は270本と急速に広がっています。先日、吉田山に登って調査しましたが、ここでも葉が茶色に変色した木だけでなく、多くのナラ類の樹木にカシノナガキクイムシが入っていました。さらに、左京区北白川丸山の急傾斜地にも民家に隣接して、被害を受けた大木があり、比叡山に登る山中越の北、瓜生山から音羽川、修学院離宮に向けて、ナラ枯れの被害木が広がっていました。同じ市民団体の調査では、北白川瓜生山では、コナラ226本中62%で被害が発生し、21%が枯れているということです。この地域は「白川砂」で有名な風化花崗岩で覆われ、1972年には死者1名を出した音羽川大水害があり、山中越えの道に沿って何度も水害被害を経験している地域です。景観だけでなく、土砂災害という観点からも、ナラ枯れは放置できません。ナラ枯れだけでなく、土石流危険箇所の上流の山では、間伐材が放置されていたり、間伐もされていないという山がたくさんあります。土石流警戒区域の指定にもかかわって、防災上の観点から、ナラ枯れ対策や森林管理を一層強化する必要があると思いますが、いかがですか。また、6月の補正予算で組まれた「古都の森景観保全対策事業」は、景観対策を主眼にしており、京都市は対象を街中から見える「三山を中心に」としていますが、防災の観点から市周辺山間部も対象に加えるべきと考えますが、いかがですか。

【農林環境部長】これまでから土砂崩壊、流出の危険性のある防災上重要な森林については、治山ダムの設置や崩壊防止など安全対策を進めるとともに、間伐やマツクイムシ対策も実施し、適切な森林管理に努めてきました。平成17年に新たに確認されたナラ枯れ被害に対しても、被害木の伐採駆除を行なうなど、迅速に対応してきており、先の6月補正予算で景観を守る緊急措置として古都の森景観保全対策事業を創設し、ナラ枯れやマツクイムシ対策を強化したところであります。

京都市は、本予算を活用して被害対策を積極的に進めていくこととしており、現在現地の状況を把握し、被害の大きい地域から順次実施するなど、計画的・効果的に実施できるよう、準備が進められております。

間伐等の森林管理についても、森林整備10億円事業として重点的に取り組んでおり、京都市内でも昨年度の2倍以上の約1000ヘクタールを目指して間伐が実施されており、土のう整備と高性能林業機械を組み合わせた間伐材の利用促進に取り組み、適切な森林整備を推進しております。今後とも京都市や関係者と連携し、森林を守り育て、府民の安心・安全の確保に努めていきたいと考えております。

府民公募型公共事業の早急に発注するため、手続きの簡素化と職員の増員を

【梅木】次に、府民公募型公共事業について伺います。府民の身近で小規模な公共事業は、京都の零細業者への仕事おこし、不況対策としても有効であることから、私も議員団としても府民に積極的な活用を呼びかけてきました。8月末までに約1900件もの提案が府民から寄せられたとのことで、審査会での審査の結果が、提案者に報告されること、審査結果が写真付きでホームページで見ることができることなどから、府民に歓迎されています。しかし、8月末で入札が終わったのは、わずか70件しかありません。府民提案分に限れば20件で、あとは市町村要望です。他の事業では、不況対策として、早期発注をと号令をかけておきながら、70件の発注では少なすぎる、発注が遅すぎるのではありませんか。なぜこんなことになっているのでしょうか。原因と改善点について考えをお聞かせください。

お聞きしますと、府民から提案があった箇所はすべて担当者が現地調査をおこない、写真もつけて、技術的可否を審査委員会に報告し、審査委員会の審議を経て、実施が決まった工事の入札を行い、発注ということになるわけですが、余りにも手がかかりすぎるのではありませんか。審査委員会も2カ月に1回の開催です。府民提案のうち、一定の条件のものは職員の判断に任せるなど、手続きを簡素化すべきです。また、職員を増員すべきです。いかがですか。

【建設交通部長】年度当初に実施箇所が確定し、その時点で現地調査などが終了している通常事業とは異なり、本事業は、府民から事業箇所について提案をいただくことに始まり、これらについて、現地状況の確認と技術的なチェックを行ない、審査委員会での審査を経て設計、積算、入札手続きを行なうというスキームとなっております。したがって、工事着手までには一定の期間を要します。また、府民の皆さんからの提案は、事業の周知が進んだ4月頃から急増し、これまでに2000件を超える提案をいただいております。こうした中、精力的に現地調査や手続きを進め、早期発注に努めてきました。

不況対策としては、市町村協働型を先行して実施するなど配慮しているところで、今後も府民提案型を含めできるだけ速やかな発注に努めていきたいと考えております。

次に、手続きを簡素化すべきとのご意見については、この事業の導入目的の一つに箇所決定に係る透明性、説明責任の向上をはかるということがあります。この観点からも、審査委員会において、府民目線でしっかりと事業の必要性などについて、審査していただくことが大切と考えております。

なお、本事業の執行にあたっては、提案箇所の現地調査などにおいて、膨大な事務量が必要となっていることから、臨時職員の雇用やアウトソーシングにより職員に過度な負担がかからないよう配慮しており、今後とも必要に応じ、的確に対応していきたいと考えております。

「小規模工事希望者登録制度」を創設し、

不況で大変な町の大工さんたちに仕事おこしのシステムづくりを

【梅木】次に、零細業者に直接発注する「小規模工事希望者登録制度」についてです。6月議会での私の質問に、知事は「工事中の安全や品質確保の観点から、建設業法に基づく建設業の許可及び経営事項審査を受けた企業にお願いしている」と答えましたが、建設業法施行令は「面積150㎡未満」「1件500万円未満」など「軽微な工事」は建設業の許可がなくても営業できると定めています。建設業の許可をとらなくても、町の大工さんたちは立派な仕事をしているのです。その町の大工さんたちへの仕事おこしとして、全国411の自治体で、50万円以下など「軽微な工事」を、零細業者に発注する「小規模工事希望者登録制度」を実施しています。もちろん、品質に問題があるわけではありません。府施設、学校施設など小規模な工事は、地元の零細業者に直接発注する仕組みをつくるべきです。いかがですか、お答えください。

【建設交通部長】京都府が発注する工事は、道路補修、府営住宅、学校修繕等、小規模な工事を含めてすべて府民生活の安心安全に直結するものであり、本事業も含め府が発注する工事については、工事中の安全や品質確保など、安心安全をいっそう確保する観点から、建設業法に基づく建設業の許可及び経営事項審査を

受けた企業を対象としております。今後とも、競争性、透明性が確保された上で、地域に貢献する優良な中小企業がいつそう育成されるよう取り組んで行きたいと考えております。

【梅木】 光永議員も紹介しましたが、だいたい10年で建設労働者が16000人減っているのです。一昨日、国交省が8月の住宅着工件数を発表しましたが、やはり不況の影響で9か月連続前年比マイナスなのです。とくに8月は、38.4%減って、だいたい4万件減っているのです。6万件を下回ったのは実に43年ぶりという状況で、町の大工さんたちの仕事がない。あっても、賃金が安いという状況にあるわけなのです。こういう町の大工さんたちに、零細な方たちにどういうふうに支援をしていくのかということを考えていただきたいのです。

建設交通部長がお答えになりましたが、建設交通部は、建設業の許可を受けているところ、それから、発注するのは土木の公共事業を中心ということになりますが、府の発注の全体を見れば、学校だとか府の施設だとか振興局などもあるわけで、その小さな修繕を町の大工さんに入札に参加できないような大工さんに出していくという制度は、建設交通部の所管を離れるわけで、そここのところは、仕事おこしをまた考えていただきたいと思えます。

それで、とくに住宅改修助成制度ができました。太陽光パネルや耐震改修もやっていると光永議員の質問に知事はお答えになりましたが、それが、地域の小さな業者に回るようなシステムをつくっていただきたいと申し上げます。

労働者の適正な賃金・労働条件等の確保や下請け業者を守るために

公契約条例を早急に制定せよ

【梅木】 次に、公契約条例について質問します。全国で公共事業の安値入札競争がすすみ、工事の品質確保と業者の育成などの観点から、最低制限価格の設定が行なわれてきました。昨年12月議会で、京都府の草刈工事など役務の提供にも、最低制限価格の設定を行うよう提案しましたが、このたび設定されることになったことを大いに評価するものです。さらに、下請け保護と末端の労働者の賃金確保対策をすすめるよう知事の努力を求めるものです。

先日、京都府が発注している工事現場を訪問し、建設業退職金共済の証紙の添付など現場監督さんにお聞きしました。京都府の努力で、地元業者への下請け発注なども随分前進してきたことも評価するものです。現場監督さんに、一層の努力をお願いするとともに、「現場で実際に働くみなさんの賃金がどの程度かご存知ですか」とお聞きしますと、「工事の品質確保のために、賃金がいくらかはそれとなくチェックはしている」とのことでした。そして「確かに賃金が安い。だから心配なのだ」とおっしゃるのです。この現場監督さんが心配されているように、品質確保のためにも、末端の労働者の賃金のチェック、下請け契約のチェックは必要なのです。

去る9月29日、千葉県野田市議会で、全国初の公契約条例が全会一致で可決されました。野田市が発注する公共工事と業務委託契約の双方を対象に、実際に働く労働者の最低賃金を公共事業の積算労務単価や市職員の給与条例を勘案して定めること、労働者から申告があれば市が調査し、違反した場合には、元請け業者も下請け業者と連帯して賃金を支払う義務を定めています。是正しない場合は契約を解除して事業者名を公表するとしています。いくつかの自治体で検討が始まっています。京都府でも、全国に先駆けて公契約条例を制定すべきです。いかがですか。

【総務部長】 京都府では、これまでから関係法令の遵守義務を契約書に明記するとともに、公共工事について必要に応じて最低制限価格を設定すること、安定雇用を評価する総合評価方式による入札を試行するなど、現行の契約制度の中で適切な対応、指導を行なってきました。労働者保護や下請け問題は、重要な問題であると考えており、これまでから最低制限価格を設定する工事の拡大や、総合評価入札制度の拡充をはかってきましたが、先ほどの代表質問で知事がお答えしたように、契約書に労働関係法令の遵守規定を明記するよう会計規則の運用を見直すとともに、下請け業者の労働環境の確保のあり方についても関係業界を含め検討を進めて行きたいと考えております。今後とも、公正な労働基準や工事の品質確保という課題に取り組んでいきます。

【梅木】法令順守をちゃんとやっていると言ったけれども、実際には、先ほど紹介したように、現場監督の方が「賃金が安すぎてこれは大変だ。心配だ」と思っておられるのです。これを、チェックしていないところがある。だから、現実をふまえて千葉県野田市の公契約条例で行政がさらにルールを定めて労働者の賃金をしっかり確保する。また、申告制度もつくってその工事の質もしっかりと確保していくということをやっているわけです。これは、全会一致で決めたわけで、これからおそらくさらに全国に広がっていくと思います。府でもぜひ検討を始めていただきたいと思います。

私学助成の国の上乗せ措置を今年度中に補正し、増額すべき

【梅木】最後に、私学助成について質問します。今回の補正予算で、国の基金を活用して、授業料を全額免除する私学に、11万円余の補助金を上積みする制度が提案されました。6月議会の代表質問で、経済的理由による中途退学者を出さないために、低所得世帯への授業料助成の強化を求めたところであり、一定の前進だと評価するものです。しかし、学校に制度がなければ制度が利用できないという条件は変わりませんから、やはり、大阪や愛知のように、学校の事情に左右されず、府が直接支援する制度が必要であることを指摘しておきます。ところで、授業料減免事業補助について、学校から府への申請締め切りは1月末となっていますが、3月の進級・卒業を前に、「授業料が払えない」「卒業できない」「進級できない」という例があると聞きます。追加申請ができるように対応すべきです。いかがですか。

今年度、政府は、私学助成の地方交付税算定基礎に、経常経費分に加えて私学高校生一人当たり2000円を授業料助成として上乗せしました。はじめてのことです。これは、本来今年度中に補正、増額されるべきです。さらに、国の基金や交付金を活用すれば、授業料直接助成も増額することができます。府外の私学に通う生徒への補助を復活させることと合わせて実施するよう求めるものです。いかがですか。

【文化環境部長】私学の授業料減免補助制度については、京都府では、国に先駆けて制度創設をはかるとともに補助率のかさ上げに努めるなど、全国でもトップクラスの制度となってきました。

加えて、今日の厳しい雇用経済情勢のもとで、いっそうの修学支援をはかるため、今回、基金を活用した「私立高校授業料全面免除化緊急制度」を創設することとして、今議会に必要な予算をお願いしている。

授業料の減免申請の時期については、これまでから国庫申請時期をふまえつつ弾力的な運用に努め、学費納入の実態にも合うよう対応してきました。今後とも、経済的な理由で学業の継続や進学を断念することのないよう、学校とも十分連携して対処していきたいと考えております。

国の単価改定に伴う対応については、京都府では、私学教育の重要性をふまえ、今年度も当初予算の段階で、ご指摘の2000円の助成も含め、国の単価改定による財源措置額を大幅に上回る予算を計上しているところであり、高等学校緊急修学支援事業や修学資金貸与制度などの修学支援制度を総合的に活用することによって、私立学校の平均的な納付額を十分緩和するだけの予算措置を行っており、私学関係者の皆様のご理解を得て、年度途中での補正は見送っております。

府外の私学に通う生徒の学費軽減補助については、京都府から府外に通学する高校生の3分の2を占めている大阪と滋賀県がすでに廃止をしており、近畿府県の相互支援という制度の基本がすでに崩れていることに加え、府内私学の入学者数が募集者数に比べ約1100名の減少となっていることから、本府の私学助成を府内の私学の支援に重点化しております。今後とも、私学をとりまく厳しい経営環境をふまえ、引き続き私学教育の効果的な支援に努めてまいります。

【梅木再質問】交付税措置以上に一般財源から支出しているというのが部長の答弁ですが、今年、経常費分5400円に加えて、新たに特別に授業料助成分を初めて2000円上積みしたのです。これも含んでいるというのは説明に無理がある。いったん、当初予算を編成した後に、政府が特別に発表しているわけです。だから、高校3年生のお母さんが、来年では遅いのだ、自分のところには来ない。府の横取りではないのかというふうにおっしゃっていた。実際に、生徒が27000人とすれば、経常経費分として1億5000万円、それから、授業料助成分として5000万円、合わせて2億円が京都府に交付税措置されているわけです。そのうちのせめて2000円分は、今年度補正してもらえないのか。これが、保護者の気持ちとして私は理解できるし、是非ともこれはお願いしたいと思います。この点については、部長からもう一度答弁をいただきたい。

以上で私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

【文化環境部長】 経常費助成にかかわる国庫の基準は、基本的には2000円を加えても21年度の国庫基準単価が30万3000円をちょっと切るくらいになります。それに対して我々の今年度の当初予算の措置が33万3000円程度ですので、十分それを取り込んでいるということをご理解いただきたいと思います。

《他会派一般質問項目》

2009年9月30日

■島田正則（自民・木津川市及び相楽郡）

- 1 関西文化学術研究都市の新たな発展について
- 2 試験研究機関の役割について

■諸岡美津（公明・京都市右京区）

- 1 環境政策について
- 2 小児細菌性髄膜炎の予防とヒブワクチンについて
- 3 京都府総合観光案内所（仮称）について

■岡本忠蔵（創生・舞鶴市）

- 1 二次医療圏の地域医療再生計画について
- 2 水産振興について
- 3 全国学力・学習状況調査について

■北尾 茂（民主・城陽市）

- 1 高齢者対策について
- 2 緊急時における府民への情報伝達について
- 3 城陽山砂利採取跡地問題について

2009年10月1日

■渡辺邦子（自民・京都市伏見区）

- 1 府民と協働したまちづくりについて
- 2 「第26回国民文化祭・京都2011」について
- 3 京都の伝統産業について
- 4 障がい者の歯科治療について

■山口 勝（公明・京都市伏見区）

- 1 地方分権の推進について
- 2 医療保険制度について
- 3 子育て支援について

■中島則明（民主・舞鶴市）

- 1 天候不順に伴う農産物等への影響及び過疎化対策等について
- 2 公有海面の秩序ある利活用について
- 3 舞鶴市及び府北部地域の医療対策について

2009年10月2日

■菅谷寛志（自民・京都市山科区）

- 1 食品ロスの削減について
- 2 国際化の推進について
- 3 「京都・文化の森」事業について
- 4 百々交番の新設について

■村田正治（自民・宇治市及び久御山町）

- 1 木幡池の整備について
- 2 医療問題について
- 3 有害鳥獣対策について
- 4 JR奈良線について

■熊谷 哲（民主・京都市右京区）

- 1 成人T細胞白血病の予防対策について
- 2 子どもと女性の安全確保対策について